

刈谷依佐美地域包括支援センター 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人光慈会（以下「法人」という。）が開設する刈谷依佐美地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

事業の実施に当たっては、次に掲げるとおりとする。

- 1 （１）利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な医療保険サービス及び福祉サービスが、利用者個々の目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮して行う。
（２）利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 2 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護予防支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名称 刈谷依佐美地域包括支援センター
- （２）所在地 刈谷市小垣江町新庄35番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職種	員数等	職務の内容
管理者	1名（常勤職員）	センターの担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
担当職員	保健師、経験のある看護師 1名以上	（１）介護予防マネジメント （２）指定介護予防支援の提供
	主任介護支援専門員 1名以上	（１）包括的かつ継続的なケアマネジメント （２）指定介護予防支援の提供
	社会福祉士 1名以上	（１）総合相談、支援及び各種の福祉サービスの調整 （２）指定介護予防支援の提供
	介護支援専門員 1名以上	（１）指定介護予防支援の提供
	事務職員 1名以上	（１）その他事務職

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から翌年1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 1 内容 介護予防のための効果的な支援（厚生労働省令37号第29条から第31条の規定による。）
- 2 課題分析の手順 前項の実施にあたっては、次の手順による。
 - (1) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握するため、基本チェックリストからアセスメントの結果をもとに課題分析を行い、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
 - (2) サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
 - (3) 指定介護予防サービス事業所等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
 - (4) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
 - (5) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令37号29条から第31条）」に従って実施する。
- 3 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定するセンター内
- 4 サービス担当者会議 第3条に規定するセンター内の会議室と介護予防サービス事業所が設置する事業所内及び利用者の自宅
- 5 担当職員による居宅訪問頻度 最低3ヶ月に1回
- 6 モニタリングの結果記録の作成 最低1ヶ月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、刈谷市荒井町、小垣江町、高須町、半城土北町、半城土中町、半城土西町、半城土町

(東田、大下馬、三ツ又、乙本郷、西裏、本郷、森下、掛貝、大湫、山ノ腰、北十三塚、大組、西十三塚、高林、六ツ呑)の地域とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに刈谷市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じて、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第9条 施設（事業所）は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設（事業所）における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設（事業所）における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設（事業所）において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備するものとする

- 1 (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持させるため、担当職員ではなくなった後においてもこれらのできる秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施よう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運に関する重要事項は、刈谷市、法人及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年 4月11日から施行する。
この規程は、平成28年 7月 2日から施行する。
この規程は、平成29年 1月11日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 3月11日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 元年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 元年 8月30日から施行する。
この規程は、令和 元年 9月24日から施行する。
この規程は、令和 元年 11月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 2月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 3月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 3月 9日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年11月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年12月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 2月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。